

第9回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月24日（火）午前9時34分から10時30分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	5番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	9番	西田 三郎		
農業委員	1番	古市 道則	2番	中里 安男
	3番	池亀 昭次	4番	牛野 進一郎
	6番	小山 重和	7番	河野 律雄
	8番	寺田 誠	10番	西田 晓
11番	高田 照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	柳田 和則	ロ.	中峯 哲義
ハ.	高田 正一	二.	小脇 浩一
ホ.	中畠 一三	ヘ.	雨田 俊孝

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	片板 大作	チ.	小山 幸良
----	-------	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第14号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第9号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第6号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗
農地振興係長 戸川 修一郎
農地振興係主任 日高 隆一郎

7. 会議の概要

- 事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農地利用最適化推進委員のうち) 片板 大作 推進委員、小山 幸良 推進委員が欠席であります。
- 事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第9回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 8番、寺田 誠 委員。9番、西田 三郎 委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第14号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、外1件を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。
- 事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権2件)について承認を求めるものでございます。
- 資料は3ページをお開きください。
- 1段目は、平成27年9月30日 公告、平成27年10月1日から平成32年9月30日までの5年間設定期間で、平成30年3月13日 合意解約しております、地目は 田で、●●m²です。
- 2段目は、平成28年4月28日 公告、平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間設定期間で、平成30年3月31日 合意解約しておりまして、地目については、畑、●●m² の案件であります。
- 資料4ページをお開きください。変更計画内訳書についてです。整理番号1番から説明いたします。
- 整理番号1番。利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 A であります。利用権設定を受ける者は、熊本市北区○○××番地 B です。
- 土地の所在につきましては、○○字△△××番、●●m²、同××番、●●m²、同××番、●●m²、○○字△△××番、●●m²、いずれも登記・現況地

目は、田で 4筆、合計 ●●m²、平成 30 年 3 月 13 日付けで借りる側の自己都合による合意解約の申し出によるものでございます。

整理番号 2 番。利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 C であります。利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 D です。

土地の所在につきましては、○○字△△××番、登記・現況地目は、畠で ●●m²、平成 30 年 3 月 31 日付けで農地中間管理事業への載せ替えによる合意解約の申し出によるものでございます。

利用権設定をする者 2 人、利用権設定を受ける者 2 人、全体で 田 4 畠、面積 ●●m²、畠 1 畠、面積は●●m² であります。

個別の資料については 5 ページから添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、1 号議案について承認を求めるものであります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 9 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について、を議題にします。それでは賃借権 6 件についてのみ、説明をお願いいたします。

なお、整理番号 2 番において、池亀委員が農業委員会法第 31 条第 1 項議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いいたします。

(池亀 昭次 委員、退場)

議 長 それでは、事務局より議案第 2 号 整理番号 2 番の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 議案第 2 号は農用地利用集積計画の承認について、平成 30 年 4 月 27 日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権 6 件・所有権移転 1 件・農地中間管理権 17 件）を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は 9 ページをご覧ください。

公告日は平成 30 年 4 月 27 日で、上段が、期間の始期を平成 30 年 5 月 1 日から終期が平成 35 年 4 月 30 日の 5 年間存続で、田 ●●m²、畠 ●●m² の 4 件です。

続いて下段が、期間の始期を平成30年5月1日から終期が平成40年4月30日の10年間存続で、田 ●●m²、畠 ●●m² の2件です。

10ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号2番。利用権設定をする者が、南種子町○○××番地 E。

利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 F。

土地の所在につきましては、○○字△△××番、畠 1筆、面積は ●●m² です。

青果用甘藷の作付で、10年間存続の再設定となります。貸借料は現物支払、米7俵です。

個別の資料については 12 ページから添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2号議案 整理番号2番について承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり。)

議長 はい、西田三郎 委員。

9番委員 Eさんの今後の農業経営については、どのように考えていますか。事務局は、本人から経営縮小してもう農業は辞めますよ、と聞いているでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 はい、局長。

事務局 池亀委員は退席しておられますが、E氏は、皆さんもご承知のように、規模縮小する農家ではないと理解しております。畠の有効利用の面から今後1年かけて畠の集約など図りたい内容です。

議長 西田三郎 委員、よろしいでしょうか。

9番委員 はい。

(「はい。」の声あり。)

議長 ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号2番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 整理番号2番については原案のとおり決定いたしました。

議長 池亀委員の入場を求めます。

(池亀 昭次 委員、入場)

議長 それでは、事務局より引き続き議案第2号、賃借権残りの案件の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成30年4月27日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権6件のうち残り5件・所有権移転1件・農地中間管理権17件）を定めたいので、承認を求めるものです。

10ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。利用権設定をする者が、鹿児島市○○××番 G。

利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 Hです。

土地の所在につきましては、○○字△△××番、田 1筆、面積は ●●m²です。

水稻の作付で、賃借料は○○円、5年間の再設定となります。

5年間設定は、整理番号1番・4番・5番・6番になります。その内、4番・6番が新たに設定するものとなります。

整理番号3番。利用権設定をするものが、南種子町○○××番地 I。

利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 Jです。

土地の所在につきましては、○○字△△××番。田 1筆、面積は ●●m²です。ほかに字△△××番、畠 ●●m²、字△△××番、畠 ●●m²、字△△××番、田 ●●m²です。面積の合計が ●●m²、水稻・きび・甘藷を作付けする計画で、賃借料は反当 ○○円になります。10年間の再設定です。

個別の資料については 12 ページから添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2号議案、賃借権残りの案件について承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号 賃借権残りの案件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 賃借権残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 引き続き議案第2号、所有権移転1件を議題とします。
なお、この案件において、古市委員が農業委員会法第31条第1項 議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いいたします。
(古市道則 委員、退場)

議長 それでは、事務局より議案第2号 所有権移転の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 続きまして資料は23ページをお開きください。所有権移転の総括表です。

農地売買事業は、県地域振興公社が規模縮小希望農家から農地を買い入れ、一定期間保有した後、担い手農家に売り渡す事業であります。

公告日につきましては平成30年4月27日、対価支払いが平成30年5月10日、引き渡し時期も同日であります。面積は、●●m²であります。

資料24ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。所有権移転を受ける者は、南種子町○○××番 K。

土地の所在は、○○字△△××番及び××番の2筆でありまして、合計面積が ●●m²、権利の内容は、シキミ作付け、売買対価は○○円、反当○○円です。

個別の資料については25ページから添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2号議案、所有権移転1件について承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号 所有権移転の案件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 所有権移転の案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 古市委員の入場を求めます。

(古市道則 委員、入場)

議長 引き続き議案第2号、農地中間管理権17件を議題にします。

それでは、事務局より農地中間管理権17件の説明をお願いいたします。
戸川係長。

事務局 続いて資料は 27 ページをご覧ください。農地中間管理権の総括表です。公告日は平成 30 年 2 月 28 日です。

上段が、期間の始期を平成 30 年 3 月 31 日、終期が平成 35 年 3 月 30 日、5 年間存続が 9 件で、田が ●●m²、畠が ●●m² の申請です。

下段が、期間の始期を平成 30 年 3 月 31 日、終期を平成 40 年 3 月 30 日、10 年間存続が 8 件で、田が ●●m²、畠が ●●m² の申請です。

28 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権設定を受ける者は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社、利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 L 外 16 名です。

内容につきましては、28 ページから 30 ページに記載してあるとおりです。

なお、備考欄に設定期間と借受される方のお名前を記載しております。

個別の資料については 31 ページから 56 ページにかけて添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、2 号議案、農地中間管理権 17 件について承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号 農地中間管理権 17 件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号 農地中間管理権 17 件については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・M、譲受人・N 外 1 件 を議題にします。

それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局 57 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 2 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、熊本県球磨郡○○××番地 M。

譲受人が、南種子町○○××番地 N です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 畠、地積は ●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、58 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 60 ページから添付しています。

整理番号 2 番。譲渡人が、大阪府貝塚市〇〇××番地 ○。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 P です。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。
ほかに同字に 1 筆、字△△に 1 筆の合計で 3 筆、地積合計は ●●m² です。
所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、59 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は 65 ページから添付しています。
以上 2 件につきましては、4 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

- 議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、寺田 誠 委員。
- 8 番委員 事務局から詳しい説明があったところですけれども、申請地は 63 ページの写真にあるように、〇〇公園のゴーカート場の反対側に位置しております。この土地については、以前より N さんが耕作をしております。この度の名義変更による所有権の移転により、N さんが経営規模拡大を図るということの申請でございます。今後も甘藷を作付けするということで、所有する農地のすべてを効率的に、機械・労力の面から見ても問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。
- 議長 続いて整理番号 2 番、牛野 進一郎 委員。
- 4 番委員 〇〇字△△××番と××番は、P さんの土地と隣接していて以前から P さんが耕作をしております。納税も P さんがしているということです。
- △△のほうは結構な荒れ地になってましたが、○さんの方から買ってくれる人はいないかという話がありまして、買う人がいなければ放棄する話があったので、放棄されたら困るということで、買うことになったと説明を受けました。以上です。
- 議長 現地調査の日に、牛野 進一郎 委員が欠席でございましたので、農地利用最適化推進委員の中峯推進委員から一言お願ひいたします。
- 口推進委員 4 月 10 日に現地調査に立ち会いました。○ さんと P さんは同窓でありまして、○さんが帰って来るあてもないので、譲渡することになったと思います。以上です。
- 議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議長 質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議長 異議がないようですので、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 3 号については原案のとおり決定いたし

ました。

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・Q、
譲受人・Rを議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。
73ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、鹿児島県姶良市○○××番地 R。

譲渡人が、南種子町○○××番地 Q。

土地の所在は、○○字△△××番。

登記・現況地目は 畑。地積は ●●m² です。

転用計画としまして、地目を 雜種地 に変更。

工事計画は、平成30年5月から平成30年10月までの6ヶ月。

資金は、土地取得費 ○○円・建築費 ○○円の合計 ○○円で、全て自己資金となっています。

転用目的としましては、太陽光発電です。

転用事由の詳細としまして、「太陽光発電建設地として。」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側面が道路、南・東側面に宅地、西側面が農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、切土を最高0.5m行う。

(2) それに伴う被害防除策として、法面保護を行う。緩衝地を設ける。
防護柵を設ける。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅4.0m程度設ける。

(4) 用排水計画として、雨水は自然流下。

なお、申請地は農用地区域 外 及び都市計画区域 内 で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は74ページから添付しています。

なお、この件につきましては、4月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田 誠 委員。

8番委員 申請地の場所ですけれども、地図を見て分かるように、○○社宅の道路を挟んで真上というようなところでございまして、以前より農地パトロー

ルにおいて当該地はB分類に値するようなところでございました。大きな木々がありまして、これを農地に復活するには難しいなということで、毎年巡回をする場所でございましたけれども、今回太陽光発電設置のため5条申請が出たということで、解消されるのはいいことだと思います。

周辺の状態については、（事務局から）詳しい説明があったように、西側に〇〇の農地がございまして、それを取り囲むように周辺には住宅が連なっております。ここ2・3年の間にかなり加速して住宅が出来てきている地域でございます。

この荒れ地に太陽光発電設備を設置しても、西側面の農地、また周辺の営農には影響はないものと思われます。参考までにRさんは、石堂電化の息子さんでございます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。西田三郎委員。

9番委員 太陽光発電ということですが、隣接地等に対する被害対策を設けるということですが、これは実際の工事が始まってから、完成するまでというのは、工事の進捗状況など完了の検査はどこが確認をするのでしょうか。

議長 局長、説明をお願いいたします。

事務局 はい、これは5条申請です。農地の転用申請について、次のような内容を審査します。

①転用の目的・面積は適正であるか、造成計画の内容。②水利など、必要な同意はあるのか。③付近の農業に与える影響はどうか。④転用の目的は確実に実現できるのか。⑤ほかの法令関係で手続きが必要な場合は、それがなされているか 等。

これらについて、農業委員会としては指導しております。

今、西田委員がおっしゃられた建築確認については、熊毛支庁の土木課建築係に申請して、内容が適正であるかどうかについては、そちらに権限移譲されております。

田・畑を転用するときには、農業委員会が申請を受けて、そういう転用計画の内容が適正であるかどうかの審査であります。転用許可後には、申請人から工事の進捗状況と完了の報告はしてもらうようになっています。

議長 はい。日高主任から補足説明はありますか。

事務局 ありません。

議長 ほかに、質疑ありませんか。

(「懇談にしてください。」の声あり)

議長 皆さん、懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。

議長 ほかに、ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・T 外1件 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第5号の説明をお願いいたします。日高主任。資料81ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町○○××番地の T。

土地の所在は、○○字△△××番。登記地目及び、農地台帳上の現況地目は 田。地積は ●●m²です。

変更年月日については、昭和63年頃です。

現況といたしまして、『申請地は、30年ほど前より耕作されておらず、現在は駐車場として使用中。』とのことです。

参考資料は82ページから添付していますので、お目通しをお願いします。

整理番号2番。申請人及び所有者は、南種子町○○××番地 の U。

土地の所在は、○○字△△××番。登記地目及び、農地台帳上の現況地目は 畑。地積は ●●m²です。

変更年月日については、昭和45年以前です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和45年以前より宅地として利用され、現在に至っております。』とのことです。

参考資料は85ページから添付していますので、お目通しをお願いします。

以上2件の内容につきましては、4月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田 誠 委員。

8番委員 整理番号1番について、現地の状況等を説明いたします。83ページの航空写真をご覧になり、場所は食事処○○の東側、以前から私は道と思って

いましたが、実際の地目は田んぼであったようです。ずっと昔から車道や駐車場として、利用しているような形でございました。農地として利用することは今後不可能ではないかと思われます。以上です。

議長
9番委員

続いて整理番号2番、西田三郎委員。

説明申し上げます。Uさんからの申請でございますが、現地はVさんの家から〇〇に20mぐらい国道を進んだ場所から左に入り、更に奥またところにある農地でございます。

申請書に書いてありますとおり、家を建てて既に48年が経過しており、Uさんの父親が宅地兼倉庫として利用し、現在は借家として貸し出しております。

現地の地目が畠のままになっているので、非農地証明を出していただきたいということでございます。

現地はこのような状況でございますので、農地として再利用されることはないと思われます。以上です。

議長
議長
議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長
事務局

議案第6号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外11筆を議題にします。

それでは事務局より、議案第6号の説明をお願いいたします。日高主任。

資料89ページをお開きください。

議案第6号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 W。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は畠、地積は●●m²。外11件、11筆の合計で、12筆、地積合計は、●●m²になります。

この12筆につきましては、利用状況調査の結果から、再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

4月10日の現地調査において、石堂会長・高田農地部長・河野委員・寺田委員・中峯推進委員・職員4人で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。